

湖南省受動喫煙の防止に関する条例（素案）

第1 条例の目的

この条例は、湖南省（以下「市」という。）、市民、保護者および事業者の責務を明らかにするとともに、市民が受動喫煙を避けることができる環境整備に必要な措置をとることにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) たばこ たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるものおよび同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、または加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。
- (4) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、または市内を通過する者。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督し保護する者。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人その他の団体。
- (7) 施設管理者 多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）について事実上現場の管理を行っている者。
- (8) 禁煙施設 次に掲げる施設で、敷地内の全部について禁煙とする施設。
ア 子ども・子育て支援法に規定する教育・保育施設、学校教育法第1条に掲げる小学校および中学校並びにこれらに類するものとして規則で定めるもの。
イ 市の施設であって規則で定めるもの。
- (9) 分煙施設 市の施設であって、敷地内の屋外に喫煙場所を設けることができる施設として規則で定めるもの。
- (10) 特定屋外喫煙場所 分煙施設の屋外であって、当該分煙施設の施設管理者によって区画され、喫煙をすることができる場所である旨を表示した標識を掲示し、たばこの煙の流出による受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所。
- (11) 指定喫煙場所 分煙施設の屋外であって、望まない受動喫煙を生じさせない場所として当該分煙施設の施設管理者によって指定された区画で、喫煙をすることができる場所である旨を表示した標識が掲示された場所。
- (12) 自転車等 道路交通法に規定する原動機付自転車、自転車、大型自動二輪車および普通自動二輪車。
- (13) 路上喫煙 道路において喫煙をすること（歩行中または自転車等に乗車中に喫煙をすることを含む。）。

第3 市の責務

- (1) 受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、実施すること。
- (2) 市民、保護者および事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うこと。
- (3) 市が管理する施設等において、受動喫煙による健康への悪影響が生じないように適切な措置を講じなければならないこと。

第4 市民の責務

- (1) 喫煙および受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならないこと。
- (2) 市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。

第5 保護者の責務

いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならないこと。

第6 事業者の責務

喫煙および受動喫煙による健康への悪影響について理解を深め、受動喫煙を防止するための環境整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。

第7 連携および協力

市、市民および事業者は、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策の効果的な推進のため、相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

第8 特定施設における喫煙の禁止

- (1) 何人も、禁煙施設および分煙施設（以下「特定施設」という。）において喫煙をしてはならない。ただし、特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所においては、この限りでない。
- (2) 施設管理者は、その管理する特定施設（特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所を除く。以下において同じ。）に吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具または設備を設置してはならない。
- (3) 施設管理者は、禁煙施設にあっては当該施設の敷地内において喫煙をしてはならない旨を、分煙施設にあっては当該施設の指定された場所以外で喫煙をしてはならない旨を、それぞれ表示した規則で定める標識を掲示することにより、周知しなければならない。
- (4) 施設管理者は、その管理する特定施設において、(1)の規定に違反して現に喫煙をしている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙の中止または退去を

勧告することができる。

第9 特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所

- (1) 分煙施設の施設管理者は、その管理する分煙施設に特定屋外喫煙場所または指定喫煙場所を設けることができる。
- (2) 特定屋外喫煙場所または指定喫煙場所を設けることができる分煙施設は、別に規則で定める。
- (3) 分煙施設の施設管理者は、特定屋外喫煙場所を設ける場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 施設を利用する者が通常立ち入らない場所や近隣の建物に隣接しない場所に設置するものとし、特定屋外喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別するため、また、たばこの煙の流出による受動喫煙を防止するため、規則で定める措置を講じること。
 - ② 特定屋外喫煙場所に喫煙場所である旨を表示した標識を見やすい位置に掲示すること。
- (4) 分煙施設の施設管理者は、指定喫煙場所を設ける場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 指定喫煙場所の設置に当たっては、施設の出入口等利用者の通行が多い場所や近隣の建物に隣接する場所を避けるとともに、指定喫煙場所と非喫煙場所の区分に努め、受動喫煙が生じないように十分配慮すること。
 - ② 指定喫煙場所に喫煙場所である旨を表示した標識を見やすい位置に掲示すること。

第10 未成年者の立入りの制限

- (1) 分煙施設の施設管理者は、その管理する特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所に未成年者を立ち入らせてはならない。
- (2) 保護者は、特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所に未成年者を立ち入らせてはならない。

第11 指導および勧告

市長は、施設管理者（市施設の管理者を除く。）が第8(2)または(3)に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずることを指導し、または勧告することができる。

第12 命令

市長は、前条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第13 未成年者の受動喫煙防止

- (1) 何人も、次に掲げる場所等において、未成年者に受動喫煙を生じさせないように努める。
 - ① 第2(8)アに規定する施設並びに学校教育法第1条に掲げる高等学校および特別支援学校の敷地に隣接する市内の道路
 - ② 通学時間帯における市内の道路
 - ③ 地域ふれあい公園
- (2) 市は、市立の小学校の児童および中学校の生徒に対し、喫煙および受動喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進する。

第14 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第15 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行する。